

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年4月1日作成)

法令名	北海道立博物館条例
根拠条項	第16条第2項
許認可等の種類	釧路芸術館の美術等の芸術に関する資料の貸出しの承認
法令の定め	第16条 博物館資料は、博物館法第2条第1項に規定する博物館の長、図書館法第2条第1項に規定する図書館の長その他の教育委員会規則で定める者に対して貸出しをすることができる。 2 前項の規定により貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。
審査基準	<ul style="list-style-type: none">・資料の損耗を生じさせないこと。・営利を直接の目的としていないこと。
標準処理期間	総期間 7日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 7日・丹 ()
処分担当課	北海道立釧路芸術館 (指定管理者) (電話番号：0154-23-2381)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	北海道立釧路芸術館利用規則第13条、第14条 公表アドレス： http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/gyouseitetsuzukil.htm